

## たいしょくかんしょう たいしょくきょうよう 退職勧奨・退職強要

- ・ 会社の経営が苦しいから辞めてくれないかと言われた。
- ・ 「この仕事に向いていないから他の仕事をさがしてはどうか」と言われて、しぶしぶ辞めた。

### 1 まずの確認を

退職勧奨は、使用者が労働者に退職を勧めることをいいます。

退職強要は、労働者が退職勧奨に応じない場合、労働者が不利益を受けると脅したりして無理に辞めさせることをいいます。

使用者と労働者の間で結ばれている労働契約は、使用者側が一方的に解約すると「解雇」になります。解雇するには、それなりの合理的理由がないとできませんし、法的にさまざまな制約があります。そこで労働者を辞めさせたいと考える使用者の中には、労働者に退職するように働きかける者がいます。労働者がこれに合意すると、いわゆる「合意退職」となり、解雇に関する規制からのがれられるからです。

### 2 退職勧奨や退職強要を受けた場合

退職勧奨に応じるかどうかは、労働者の自由です。労働者が使用者からの退職勧奨に応じて、いったん退職届を提出してしまうと、それを取り消すことは大変困難です。

退職するにしても、退職時の条件（金銭要求や年休取得、離職票記載事項等）などをなにも交渉しないで退職届を提出することはやめましょう。後日、これらについて交渉することは大変困難です。

退職届の提出前に、退職理由の確定や解金額など退職するにあたり要求したいことを話し合い、決定した内容を書面にしてもらおうことが大切です。

退職強要は、それが脅迫や錯誤に該当する場合には、労働者がこれに応じて退職の意思を示した場合でも、無効や取消を主張することができます。

### 3 退職勧奨・退職強要により退職するときに確認すべきこと

- ・ 雇用保険に加入している場合

雇用保険の場合、会社を離職した理由により、基本手当の受給日数が異なる場合があります。「自己都合による退職」の場合は、3ヶ月の受給期間制限を受けます。雇用保険加入者が退職勧奨に応じる場合には、退職理由について確認しておきましょう。

- ・ 退職金規定がある場合

退職金制度を設けている会社では、会社により「自己都合による退職」と「会社都合による退職」では退職金支給率が異なる場合があります。どちらの支給になるのか、退職前に会社に確認しておくことが大切です。会社が、「自己都合」による退職金しか支払わないという場合で、納得できないときは、訂正を求めましょう。

### 4 会社に改善を求めたが応じてくれない

疑問な点はそのままにせず、神奈川県外国人労働相談窓口へ電話か来所の上ご相談ください。

窓口では、通訳者を介して対処方法の助言をしたり、場合によっては、会社に連絡して事実を確認するなど、当事者間の自主的な解決に向けたお手伝いもしています。

### 確かめましょう

- 退職届を出してしまいましたか。
- 退職勧奨の理由は何ですか。
- あなたの希望は何ですか。（元の職場で働きたいなど）